

金融商品取引業に係る開示

株式会社東証コンピュータシステムの金融商品取引業に係る各種法規制／自主規制に基づく開示事項となります。

■ 登録標識の内容

<ul style="list-style-type: none">・ 業務の種別・ 登録番号・ 商号	<p>金融商品取引業者登録票</p> <p>投資助言・代理業</p> <p>登録番号 関東財務局長（金商）第 2872号</p> <p>株式会社東証コンピュータシステム</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

（登録年月日 平成 27 年 11 月 12 日）

■ 顧客層

当社の投資助言サービスは、主に、証券会社ディーリングシステム（ギガDRMSアルゴリズム取引機能・シナリオ提供サービス）利用ユーザを対象とします。

金融商品取引法（以下「法」という。）第 2 条第 3 1 項 に規定する特定投資家を対象とし、一般投資家は対象としておりません。

■ 勧誘・説明、書面による解除（クーリング・オフ）

当社の勧誘・説明については、諸法令及び監督指針等の趣旨を踏まえ適切に実施するものとします。なお、特定投資家を対象とし、契約締結前交付書面の交付、契約締結時交付書面の交付、書面による解除（クーリング・オフ）の対応は行ないません。（法第 4 5 条）

■ 金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）への対応について

当社は、別紙「当社の苦情処理措置および紛争解決措置（金融ADR対応）」のとおり、苦情処理措置、紛争解決措置を講じます。（法第 3 7 条の 7）

■ 「利益相反管理方針の概要」の公表について

当社は、利益相反のおそれのある取引について、別紙「利益相反管理方針の概要」を定め、これを公表し、役職員がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害することがないように努めます。

以上

別紙 当社の苦情処理措置および紛争解決措置（金融ADR対応）

株式会社東証コンピュータシステム

■当社の苦情処理措置について

当社は、苦情処理措置について、自社で業務運営態勢・社内規則を整備し、公表等することにより苦情処理を図るものとし、苦情や問い合わせに真摯に対応し、十分な説明責任を果たすことにより、お客様のご理解をいただくよう努めます。

当社苦情受付窓口	〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-14 三井ウッディビル 3階 株式会社東証コンピュータシステム 苦情処理担当 電話番号： 03-5633-7701 E-mail: sales-staff@tcs.co.jp 受付時間： 平日 8：50～17：10
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<苦情処理の流れ>

- (1) お客様からの苦情等の受付。
- (2) 社内担当者からの事情聴取、苦情等内容の記録・保存、解決案の社内検討。
- (3) 解決案のご提示・解決。(解決が困難な場合、外部紛争解決機関の紹介。)

■当社の紛争解決措置について

当社は、府令第115条の2第2項第2号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する紛争解決措置として講じ、当社が協定を締結した東京三弁護士会におけるあっせん又は仲裁手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ることとしています。

また、協定書に定める事項を遵守し、当該弁護士会の手続に従い、紛争の解決に努めます。

東京弁護士会紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6階 電話番号： 03-3581-0031 受付時間： 平日 9：30～12：00、13：00～15：00
第一東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11階 電話番号： 03-3595-8588 受付時間： 平日 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9階 電話番号： 03-3581-2249 受付時間： 平日 9:30～12:00、13:00～17:00

以上

別紙 利益相反管理方針の概要

平成30年3月1日

株式会社東証コンピュータシステム

株式会社東証コンピュータシステムは、当社と顧客の間、ならびに、当社の顧客相互間における利益相反のおそれがある取引に関し、法令等に従い、顧客の利益を不当に害することのないように適正に業務を遂行します。当社は、利益相反管理方針の概要をここに公表します。

1. 利益相反取引

利益相反取引とは、顧客の得られる利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

金融商品取引法第36条第2項および金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3第1項第3号においては、特定金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、その他政令で定める者）に限り、管理体制について規定していますが、当社においては、投資助言業と自己の計算で行なう有価証券等の取引（以下、自己勘定取引という）を同時に行なうことにより、利益相反のおそれのある取引等を、以下に定めるものとします。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型化

(1) 当社と顧客間の利益相反取引

① 当社が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己勘定取引する場合。

(例)・顧客の売買トリガー等、運用により生じる価格変動を利用し、自己勘定取引を行なう。

・顧客が作成したシナリオを盗作し、自己勘定取引を行なう。

② 顧客の犠牲により、当社又は当社関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合

(例)・当社の自己勘定取引を有利にするために、実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的としたシナリオを、顧客に提供する。

(2) 当社の顧客相互間の利益相反取引

① 当社が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、他の顧客に助言する場合。

(例)・顧客の売買トリガー等、運用により生じる価格変動を利用し、他の顧客にシナリオ提供する。

・顧客が作成したシナリオを盗作し、他の顧客に当該シナリオを提供する。

② 顧客の犠牲により、他の顧客が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合

(例)・顧客の損失により、他の顧客が有利になることを目的としたシナリオを提供する。

(3) その他、当社役職員の利益相反行為

① 当社の役職員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や接待（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合

(例)・当社の役職員が贈答を受け、贈答者に、利益相反に係る便宜を図る。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理方法

以下に掲げる方法を適切に組み合わせること等により、利益相反による弊害を防止します。

- ① 利益相反を管理統括する部署を設置し、利益相反を一元的に管理する。
- ② 投資助言部門と自己勘定取引部門は分離し、情報遮断を行なう。
 - ・ 投資助言部門は、システム開発部が担当する。
 - ・ 自己勘定取引部門は、資金運用を管理する総合管理部会計課が担当し、利益相反管理統括責任者が、シナリオの利益相反をチェックする。
 - また、顧客に係る運用情報から隔離する。
- ③ 顧客の運用情報を共有する者又は共有する可能性がある者を監視する。
※投資助言部門内において、複数顧客にシナリオ提供（投資助言）を行なうことにより、顧客相互間で生じる利益相反取引等の管理方法。
- ④ 利益相反が顕在化した場合、投資助言または自己勘定取引を、変更・中止する。
また、利益相反の弊害があることを、顧客に開示する。

4. 利益相反管理の実施と評価について

- ① 利益相反のおそれがある取引を適切に特定する態勢を整備する。
 - ・ 項番2による類型化と例示。
- ② 適切な利益相反管理の方法を選択する態勢を整備する。
 - ・ 項番3による管理方法の選択。
- ③ 利益相反管理の記録およびその保存を実施する。
 - ・ PDCAの記録および保存。
- ④ 利益相反管理態勢の評価・改善活動（PDCA）を実施する。
 - ・ 利益相反管理統括部門による年間計画と、評価項目の作成。
 - ・ 半期に1回、質問、書類、モニタリングによる検査。
 - ・ 検査内容の取締役会での報告。
 - ※ 重要事項については、適時遅滞なく取締役会に報告し、情報共有を行う。
 - ・ 改善指導、改善状況管理、その後の改善活動へ反映。
 - ※ 業務部門は、原因を究明し、再発防止策を策定する。

5. 利益相反の管理体制

当社の金商業コンプライアンス室責任者を、利益相反管理統括責任者とします。

同部門は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、金商法第41条の2、第41条の3等、規定の趣旨に則り、利益相反取引を特定し、利益相反管理を的確に実施します。

以上

システムサービスの概念図と対応組織

ギガ DRMS システムサービス

ユーザ A 証券

ディーリング (A 証券) ※ユーザ別
証券会社、銀行(派生商品)、自己

アルゴリズムシステム

- ① ユーザがシナリオ作成
- ② シナリオ受託開発・サポート
- ③ 当社がシナリオ提供 (投資助言)

システム営業部

- ・営業／顧客管理／苦情処理

システム開発部

- ・システム開発／システム保守
- ・システム環境／システム運用
- ・投資助言 (アルゴシナリオ)

ユーザが投資運用

- ・ディーリング手発注
- ・アルゴ自動売買

ユーザがシナリオ作成

ユーザよりシステム開発部がシナリオ開発を受託

システム開発部がシナリオ開発および投資助言

ユーザ Z 証券

エクステンジ (Z 証券) ※ユーザ別
証券会社、銀行(派生商品)、自己／委託

ユーザが自己／委託の手発注

情報遮断 ※

当社自己勘定取引部門 (総合管理部会計課)

当社用ギガ DRMS システム

アルゴリズムシステム

当社自己勘定取引シナリオ

総合管理部会計課が投資運用

- ・アルゴ自動売買

金商業コンプライアンス室が

シナリオの利益相反をチェック

金商業コンプライアンス室

- ・利益相反管理統括

※情報遮断：当社自己勘定取引部門は、顧客に係る運用情報から隔離する。

